

## 第15回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	令和3年11月9日(火) 10:00~10:50
項 目	住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価について(公開審議)
出席者	審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、日高委員、松木委員 市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課 菊竹係長、友岡主任 デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 有永係長
事務局	総務局文書館 花本館長、芦屋係長
傍聴人	0人
内 容	

住民記録台帳に関する事務について

(戸籍住民課)《菊竹係長が全項目評価書(案)概要について説明》

事前に配布した資料に沿って説明させていただく。

個人番号、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーを含むデータを保有し、利用する事務を行う場合、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」いわゆる「番号法、マイナンバー法」に基づき、「特定個人情報保護評価」を実施することが定められている。

目的は、市町村などの行政機関がマイナンバーを取り扱うにあたり、国民や住民個人のプライバシーなどの権利や利益の侵害を防ぐため、考えられるリスクとその対策などを事前に検討し、定めることにより、国民や住民の信頼を得るために実施するものである。この特定個人情報保護評価では、特定個人情報ファイルの概要や特定個人情報の取り扱いプロセスにおけるリスク対策などを記載した書面(評価書)を公示し、広く住民その他の者の意見を求め、この北九州市個人情報保護審査会による第三者点検を受けたうえで、公表することになっている。

特定個人情報保護評価の対象となるのは、マイナンバーを含む個人情報が検索などに利用できるよう体系的に管理されている個人情報ファイルを取り扱う事務が対象となる。具体的には、マイナンバーを含む個人情報が記録されているコンピュータシステムとそのシステムを利用する事務が対象となる。

実施手順だが、住民基本台帳に関する事務に係る「特定個人情報保護評価」は、平成26年12月に最初の評価を行い、その後、平成28年12月に、コンビニエンスストアでの証明書交付サービス開始に伴う再度評価を行い、審議会に諮った。その後は、定期的に1年に1回の評価書の見直しを実施している。

今回は平成28年の評価書の公表から5年を経過することから、評価の再実施を行うもの。

今後のスケジュールとしては今日の審議会による第三者点検後、必要に応じて見直しを行い、12月頃個人情報保護委員会へ提出、公表する段取りとなっている。

では、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)について、ご説明する。

全評価項目書2ページの住民基本台帳に関する事務について、北九州市において、住民基本台帳に関する事務の対象者は、30万人以上であるため、特定個人情報保護評価に定められたすべての項目について再評価を実施しなければならないことになっている。

これらのことから、今回、特定個人情報保護評価の全項目評価を実施するもの。なお、令和3年10月1日現在、対象者は約93万2,000人である。

「住民基本台帳に関する事務」とは、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、

作成されるものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。

また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住民基本台帳ネットワークシステム）を都道府県と共同して構築している。

次に全項目評価書 3 ページより、住民基本台帳に関する事務で使用するシステムについて説明させていただく。

「住民記録システム」とは住民基本台帳情報を管理するシステムであり、個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報などの情報を管理している。

次に「住基ネット連携システム」とは、住民記録システムと住民基本台帳ネットワークシステムの間であり、双方の情報を変換・連携処理を行うシステムである。

次に「住民基本台帳ネットワークシステム」とは、平成 11 年の住民基本台帳法改正に伴い、行政機関等に対する本人確認情報の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして構築されたものである。

次に「中間サーバ」とは、情報提供ネットワークシステムと市町村のシステムとの情報の授受の仲介をする役割を担うサーバである。情報提供ネットワークシステムとは、市町村などの情報提供者に分散して管理されている個人情報との連携を媒介し、情報照会者に対して提供するためのネットワークシステム。連携に用いる符号の生成、情報連携の媒介、情報提供等の記録の管理を担っている。

次に「団体内統合宛名システム」とは、中間サーバと既存業務システムの間で情報の中継・翻訳する役割を担うものである。

次に「総合窓口システム」とは、住民異動の際に複数に渡った業務システムの窓口を統合し、事務処理の一元を管理するためのシステム。住民異動の受付入口を担い、業務間にまたがった照会や証明書の交付を行う。

最後に「証明書コンビニ交付システム」とは、コンビニエンスストアで住民票や戸籍、税証明を交付するためのシステムである。

全項目評価書の 8 ページ、特定個人情報ファイル名について説明させていただく。

特定個人情報ファイルとは、「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」のことであり、住民基本台帳に関する事務ではつぎの 3 つの特定個人情報ファイルが挙げられる。

全項目評価書の 14 ページの「住民基本台帳ファイル」は、住民に関する記録を正確に行うために必要なファイルであり、内容は個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、学校・教育関係情報などがある。

次に本人全項目評価書の 39 ページの「確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークを通じて本人確認を行うために必要なファイル。内容は、個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）などがある。

最後に全項目評価書の 45 ページの「送付先情報ファイル」は、法令に基づく委任を受けて個人番号カード交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う地方公共団体情報システム機構に対して提供するファイル。内容は、個人番号、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、通知カード及び交付申請書の送付先情報などである。

次に全項目評価書の 54 ページから 76 ページまで、特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策について記載している。

特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスとは、具体的にいうと、①特定個人情報の入手、

②特定個人情報の使用、③特定個人情報ファイルの委託、④特定個人情報ファイルの提供・移転、⑤情報提供ネットワークシステムとの接続、⑥特定個人情報の保管・消去の6つが挙げられ、各プロセスにおいて想定されるリスクと、そのリスク対策を特定個人情報評価書に記載している。

全項目評価書の77ページに開示請求、問い合わせについて記載している。

最後に、全項目評価書の78ページの評価実施手続きについて、特定個人情報保護評価の全項目評価では、評価書に対して、住民等の意見聴取を行うこととなっている。

今回の意見聴取は、令和3年9月10日（金）から令和3年10月8日（金）までの間、本庁の市民文化スポーツ局戸籍住民課、広報室広聴課及び各区役所総務企画課・出張所と市のホームページにおいて、全項目評価書を配布・掲載し、パブリックコメントを実施した。パブコメの実施については、市政だよりの9月15日号にも掲載を行った。しかしながら、その結果、期間中に寄せられた意見はなかったため、パブリックコメントによる保護評価書の修正はない。

第三者点検については、パブリックコメント後の第三者点検として、北九州市個人情報保護審査会の委員の皆様はこの「特定個人情報保護評価書」の諮問をお願いしている。

この諮問をいただいたのちに、個人情報の適正な取り扱いを確保するための国の「個人情報保護委員会」に提出し、承認を得て、市のホームページに掲載し、公表する予定になっている。

以上で、住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書についての説明を終了する。

#### 質疑応答

（審査会委員） 前回の評価書から変更になったところはどこか。

（戸籍住民課） 前回の評価書では、コンビニ交付の開始に伴い大きく変更になった部分があったが、今回は前回から大きな変更点はない。

（審査会委員） マイナンバー制度に関連した項目についても、前回のコンビニ交付開始時の評価書から変更・追加などもないか。

（戸籍住民課） マイナンバーに関連した事務においても、前回から大きな変更点はない。

（審査会委員） コロナ禍でリモートワーク等を行うこともあったと思うが、職場外で業務を行う場合のリスクについて、どのような対策をとっているのか。

（戸籍住民課） 戸籍住民課としては、リモートワークは行っていない。その理由としては、住民情報を扱う基幹系システムは、外部からアクセスできない設計になっており、リモートワークを行うことが不可能である。ただし、住民情報を扱わない部署については、多くの職員がリモートワークを行っていると聞いている。

（デジタル市役所推進課） リモートワークで業務を行う際、端末を利用しているが、個人情報に係る部分については、システム上、外部から一切アクセスできないような仕組みになっている。庁内で個人情報を扱う端末についても、インターネットには繋がらないように管理されており、外部とは接続できないようになっている。

（審査会委員） これまで、市民より個人情報の漏えいについての懸念や、個人のプライバシーの侵害に対する苦情・訴えはあったか。

また、北九州市以外の自治体での問題になった事例がわかれば教えてい

ただきたい。

(戸籍住民課) 戸籍住民課に着任後から現在までは、個人情報漏えいしているのではというお問い合わせについては受けたことがない。また、職員間の引継ぎにおいても、そのような報告は聞いた記憶がない。

他の自治体での問題事例については、新聞報道等で年に数回は耳にしている。

(審査会委員) 前回の諮問後、コンビニで住民票や印鑑証明書等が取得できるようになったが、そのことによるトラブル等はなかったか。

(戸籍住民課) コンビニ交付をする場合、まずマイナンバーカードが必要になる。さらに暗証番号も必要となる。家族や他人にカードを預けたり、暗証番号を教えたりすることは防ぎようがないが、そのようなことをしない限りは、基本的にトラブルは起こり得ないと思う。

(審査会委員) 実際に、家族が本人に無断でマイナンバーカードを使ってトラブルになるなどの事例はあるか。

(戸籍住民課) そういう事例はないが、仮に家族間でトラブルを抱えていらっしゃる方については、役所で証明書の発行制限をかけることができる。発行制限をかけると、コンビニからは住民票や戸籍証明書等を発行できないようになる。届出をいただければ、このように情報を守る仕組みもある。

(審査会委員) 発行制限の届け出は、マイナンバーカードを作るときに選択できるのか。

(戸籍住民課) 発行制限は、カードを作るときに選択する仕組みにはなっていない。

ただ、コンビニ交付を希望されない方は、マイナンバーカードを作る際に暗証番号を設定しないという方法がある。暗証番号を設定しなければ、コンビニを含むオンラインの利用はできなくなるが、マイナンバーカードは身分証明書としては利用できる。

(デジタル市役所推進課) マイナンバーカードには、暗証番号の設定が4種類ある。そのうち、コンビニ交付で使用するのは利用者用電子証明書といい、その暗証番号(4桁)を設定しなければ、コンビニ交付が利用できないことになり、そういった制限を本人でかけることは可能である。それ以外に、DV措置等で個人を保護しなければならない方に対しては、発行制限の登録を行い、コンビニ等での利用ができない仕組みを講じている。

(審査会委員) 被成年後見人となった場合は、印鑑証明書等は発行できなくなると思うが、その場合、マイナンバーカードの利用に制限がかかるのか。

(デジタル市役所推進課) 基本的には、証明書ごとに発行できる・できないを決めているので、コンビニというよりもシステム的な制限で制御している。

原則、コンビニでも窓口でも発行制限は同じである。

(審査会委員) マイナンバーカードを持っている方と、通知カードを持っている方との取扱いやリスクの違いはあるか。

(デジタル市役所推進課) 通知カードはマイナンバー制度が開始された際に送付されたものであるが、あくまでも「あなたの個人番号は何番ですよ」と通知するためのカードである。現在、通知カードは廃止されているが、当時の通知カードから住所等に変更がなければ、個人番号の確認等に利用できるようになっている。

しかし、通知カードには、マイナンバーカードのように電子証明書がつ

いておらず、顔写真もない。マイナンバーカードであれば、顔写真がついているので、他人がなりすまして持参しても目視で本人確認が可能で、さらにカードのICチップの中にも顔写真や4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、電子証明書が格納されているため、オンライン上でも本人確認ができるような仕組みになっている。結果として電子申請等も行える本人確認書類として利用できるかどうかの差が出てくる。

また、リスク対応の違いとしては、本人がどのように管理しているかによるが、仮にマイナンバーカードを紛失した場合、24時間電話対応でカードを止めることができる。また、暗証番号を3回間違えた場合、ロックがかかるようになっており、ロックを解除するためには、区役所等の窓口で本人確認を行う必要がある等、様々な形で悪用を防ぐ対策を講じている。マイナンバーカードのICチップの中には、税の情報等プライバシーの高い情報は入っていない。また、ICチップ内の情報を無理に引き出そうとするとICカードが壊れる仕組みになっており、セキュリティ面では、紙の通知カードよりもマイナンバーの方がより安全だといえる。

(審査会委員) 北九州市でのマイナンバーカードの普及状況はどうか。

また、年齢別の普及状況に特徴等はあるか。

(戸籍住民課) 現在、北九州市での普及率は約40%であり、これは全国平均とほぼ同じである。

(デジタル市役所推進課) 年齢別では、やはり高齢者の割合が高いが、現在、マイナポイント事業を実施している関係で、若い世代の取得も伸びている状況である。

(審査会委員) 全項目評価書の78ページの前回の第三者点検の結果に「概ね問題なし」との記載があるが、審査会において指摘された点はなかったか。

(戸籍住民課) 前回の第三者点検において指摘はなかったが、コンビニ交付を開始するにあたり、今まで市内にあった住民情報データを初めて市外のサーバに移植することになったため、当時の委員より移植方法や安全性等に関する質問を受けた記録が残っている。

(審査会委員) 安全性に関する対策はとっているのか。

(戸籍住民課) サーバは市外にあるが、コンビニ交付は地方公共団体と国を結ぶLGWANというインターネットと隔離された専用回線の中でやりとりをしており、市外のサーバともLGWANで結んでいるため、閉鎖領域で安全性は担保されている。

(審査会委員) LGWANにアクセスできるのは、コンビニと市役所・区役所のみか。

(戸籍住民課) コンビニからは、アプリケーションにアクセスするイメージ。アプリケーションがLGWANからもらった住民情報を取り出して証明書を出す仕組みになっている。

(審査会委員) ウイルス対策やハッキングに対する対策はとられているのか。

また、コンビニからは、LGWANに直接アクセスできるか。

(戸籍住民課) コンビニからは、LGWANに接続しているアプリにアクセスできる。そのアプリに住民情報を定期的に送っているようなイメージになる。コンビニからの通信はファイヤーウォールを経由しているため、直接LGWANにアクセスすることはできない。

(デジタル市役所推進課) 市外にあるコンビニ交付用サーバとコンビニとの間には、コンビニ交付

システムという国が所管しているシステムが入っており、その間の通信については、閉鎖された LGWAN の回線を使用している。また、ファイヤーウォール等の安全対策やデータ保管場所においても、委託先にてセキュリティ対策を講じており、安全は確保している状況である。

(審査会委員) 審査のポイントとして、適切な方法で広く国民の意見を求めたかどうかという点で、今回は市政だよりやホームページ等で周知していたにも関わらず意見が0件であった。周知期間に緊急事態宣言の期間が含まれていたことによる影響もあったかもしれないが、周知方法についての反省点などはあるか。

(戸籍住民課) これまで、幸いにして大きな情報漏えい事故などが発生していないことから、住民の皆様も何もないうときは、関心が薄くなり、安心していただいているのかなと解釈している点もある。ただ、「できて当たり前。何もなくて当たり前。」なので、これからも気を引き締めて業務にあたっていきたい。

(審査会委員) 今回、前回の評価から5年を経過することで評価の再実施を行うとのことだが、5年というのは、若干長いかなと思うが。

(デジタル市役所推進課) 5年での再評価という規定は、市で決めているものではなく、国で決めている基準である。5年に一度の再評価では、全体を見直すようになってきているが、それ以外の軽微な修正については、年に1回見直しをするよう定められており、住民基本台帳に関する事務においても、毎年軽微な修正を行っている。5年に一度の再評価の際は、今回のように市民意見を募集し、第三者点検を実施することが定められているため、基準に沿って進めているところである。

(審査会委員) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、委託内容によって再委託をする場合・しない場合があるようだが、再委託についての判断基準があるか。

(戸籍住民課) 基本的には、再委託はしない方が望ましいというスタンスで契約を行っている。しかしながら、委託先の人員面や技術面において他社の協力が必要となる場合、再委託を認める場合がある。再委託先からは、委託先と同じく誓約書等の安全に関する調書を提出させ、市が事前に許可した場合に限り、再委託を認めるという流れになっている。

今回の評価書における再委託については、システム開発についての技術提供が主な再委託の理由となっている。

(審査会委員) 北九州市において、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害等の事案が発生した場合、市民に対してどのように公表されるのか。

(デジタル市役所推進課) 特定個人情報に関するものであれば、広報室を通じて市民に公表を行い、併せて国の個人情報保護委員会に届け出を行うようになっている。

(審査会委員) 仮に個人情報の漏えい事案が発生し、特定の個人が被害にあった場合の賠償に備え、市として損害保険に加入しているか。

(デジタル市役所推進課) 個人情報については、基本的に市の個人情報保護条例によって取り扱われるものであるが、個人情報を取り扱う部署で個々に損害保険に加入しているかどうかは不明である。

(審査会委員) コンビニで証明書を取ると手数料が安くなることを先日知った。このことを広くPRできれば、マイナンバーカードの普及率も上がるのではない

かと思う。

(戸籍住民課) 窓口で証明をとるより100円安くなっている。

(審査会委員) マイナンバーカードが病院でも使えるようになったと聞いたが。

(デジタル市役所推進課) 病院での利用については、10月から本格実施が始まっている。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナンバーカードを読み取って、「マイナポータル」というご自身のサイトにアクセスし、健康保険証としての利用を設定いただければ可能。

市内では、例えば市立病院などでは、10月から健康保険証としての利用が可能になっていると聞いている。全国的には、まだ医療機関での機器の整備等が追い付いていないような状況である。

なお、マイナンバーカードのICチップの中に医療情報が入っているわけではない。医療情報は病院等のシステム上に存在し、マイナンバーカードは電子証明書を利用し本人確認を行うツールとして使用するだけである。

コンビニ交付や健康保険証など、マイナンバーカードによって様々な利用方法が増えているため、「マイナンバーカードに様々な情報が入っていて、落とすと危ないのでは？」と不安になる方もいらっしゃるが、あくまでもマイナンバーカードは本人確認を行うためのツールに過ぎず、安全面についても様々な対策を講じている。皆様の不安を取り除けるよう、今後もPRに努めていきたい。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「住民基本台帳に関する事務について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らし妥当である。」と認めてよろしいか。

異議がないのでこの旨で答申する。